

○大野町文化活動及びスポーツ活動激励金支給要綱

平成26年10月6日

要綱第29号

(目的)

第1条 この要綱は、地域における文化活動及びスポーツ活動の振興を図るため、文化及びスポーツに関する大会（以下「大会等」という。）に出場する個人に対して交付する激励金について、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 激励金支給の対象となる者は、出場する大会等の開催要項等の規定による出場登録をした者で、かつ、次の各号のいずれかに該当する個人とする。

- (1) 本町に住民登録をしている者
- (2) 町内の小学校、中学校又は大学校に在学している者
- (3) 町内に在勤している者（ただし、国際大会に出場する者に限る。）
- (4) その他町長が特に認めた者

(支給の対象となる大会等)

第3条 激励金の支給対象となる大会等は、国際大会又は国、都道府県、その他これらに準ずる公益を目的とする事業を行う法人若しくは団体が主催する東海大会以上の大会若しくはこれに準ずる大会で、町長が認める大会等とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、激励金を支給しない。

- (1) 県内の予選又は選考を経ずに出場する大会等
- (2) 親善又は交歓等のために出場する大会等
- (3) 招待により出場する大会等
- (4) 作品展等への出展、文芸作品等の応募その他これらに類する行為で、作品の選考を行わない大会等
- (5) 応募者の全員が出場できる大会等

- (6) 政治団体、宗教団体、流儀・流派団体又はこれらに準ずる団体等が主催する大会等で、参加資格が限定される大会等
- (7) 実業団を出場対象として開催される大会等
- (8) 一の企業が主催する大会等で、当該企業の事業所を出場対象として開催される大会等
- (9) 営利を目的として出場する大会等
- (10) その他町長が激励金の支給にふさわしくないと判断した大会等  
(激励金の額)

第4条 激励金の額は、一人あたり10,000円とする。ただし、同一の大会等において複数の部門に出場する場合は、いずれか一方の部門を対象として激励金を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、激励金の支給対象となる者がこの要綱と同様の目的による他の報奨金、補助金、その他これらに類する金員を受給するときは、激励金を支給しない。

(支給の申請)

第5条 激励金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大野町文化活動及びスポーツ活動激励金支給申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 大会等の開催要項等の写し
- (2) 大会等への出場を証明する書類の写し
- (3) 予選又は選考の結果が分かる書類の写し
- (4) 団体として出場する場合は、大会等の出場者名簿（様式第2号）
- (5) その他町長が必要と認める書類

(支給の決定等)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、激励金の支給を決定したときは、速やかに激励金を申請者に支給するものとする。

(結果報告)

第7条 激励金の支給を受けた者は、出場する大会等の終了後、速やかに大会等出場結果報告書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

(激励金の返還)

第8条 町長は、激励金の支給を受けた者が次の各号のいずれかに該当した場合は、激励金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 自己の責に帰する事由により大会等への出場を中止したとき。
- (2) 不正な方法により激励金の支給を受けたとき。
- (3) その他激励金の目的に反すると認められたとき。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、平成26年10月1日から適用する。  
(大野町県外スポーツ大会参加者に対する報奨金支給要綱の廃止)
- 2 大野町県外スポーツ大会参加者に対する報奨金支給要綱(平成24年大野町要綱第16号。以下「旧要綱」という。)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この要綱の施行の日の前日までに、旧要綱の規定によりなされた手続きその他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとする。